

議案第五十八号

港区公衆便所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月二十五日

提出者 港 区 長  
清 家 愛

港区公衆便所条例の一部を改正する条例

港区公衆便所条例（昭和三十九年港区条例第三十号）の一部を次のように改正する。  
別表三光坂下公衆便所の項を削る。

付 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

（説 明）

三光坂下公衆便所を廃止するため、本案を提出いたします。